



60歳以上の高年齢者雇用継続に係る手続きまとめ

2025年4月から65歳までの雇用確保が完全義務化され、定年後も変わらず活躍する労働者が増え続けています。今回は企業として知っておくべき60歳以上労働者の雇用に係る手続きについて解説いたします。

【健康保険・厚生年金保険 同日得喪の手続き】

定年を契機に契約内容が変更し、賃金水準が低下する場合の社会保険料の取り扱いの特例措置。通常であれば随時改定により3ヵ月後の等級変更となるが、契約変更日に資格喪失・資格再取得の手続きを同時にすることで、当月から等級変更が反映され、保険料負担を抑えることができる。

(注意点等)

- 添付書類として、就業規則等の定年が確認できる資料が必要。
- 任意手続きであるため、当該労働者の意向確認を行うのが望ましい。
- 定年時ののみではなく、再雇用者の契約変更時であれば何度も手続きが可能。
- 健康保険証は差し替えになるため一度返却の必要あり。(※)一部健康保険組合では例外として返却不要。

【高年齢雇用継続給付金】

定年再雇用等により賃金水準が下がった労働者に対し支給される給付金。60歳に到達、かつ雇用保険で5年以上の加入期間で受給資格を得て、65歳到達までの間毎月支給される。給付額は賃金の低下率に伴い変動し、最大で毎月給与額の15%が支給される。

(注意点等)

- 雇用保険加入者のみが対象となる。
- 定年再雇用者に限らず、60歳以降で雇入れした労働者も、前職の賃金水準から比べた低下率によっては受給対象になる可能性がある。(※)対象者は、入社時に発行される雇用保険被保険者証に記載あり。
- 2025年以降、本制度は段階的に縮小・廃止の予定。

その他トピックス

●死傷病報告書電子申請義務化へ(2025年1月以降)

現在、一部の社会保険事務手続きについて電子申請が義務化されているが、来年1月からは、事業場の業務上災害が発生した際に労働基準監督署へ提出する“労働者死傷病報告書”的電子申請が義務化される。事前準備として、電子署名や電子証明書の登録は不要だが、e-govアカウントまたはGビズIDが必要となる。

【死傷病報告書の提出基準】

- 4日以上の休業が発生した場合 ⇒即時提出
休業無しまたは4日未満の場合 ⇒四半期ごとに一括提出

●デジタル給与払い指定資金移動業者第1号は“PayPay”

昨年4月から、デジタル給与払いが解禁されていたが、厚労省は給与支払いに利用可能な資金移動業者の審査を慎重に行っており、先日はじめて第1号としてPayPay株式会社が指定された。現在追加で審査中の業者が3社あり、今後さらに利便性が上がることも期待される。なお、企業がデジタル給与払いを導入する場合には労使協定を結ぶほか、社員への個別同意が必要となる。

労務関係News PickUp

労働基準局より賃金不払いの監督指導結果(令和5年)が公表されました。

指導事例①

月60時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率(50%以上)を下回る割増率で計算されていた。

→令和5年4月以降、中小企業にも上記の割増率が適用されています。

指導事例②

勤怠システムに搭載された端数処理機能を用いて、日ごとの始業・終業時刻のうち15分未満は切り捨てていた。

→勤怠システムには時刻切り捨ての機能がありますが、使用することで賃金不払いのリスクが生じる可能性があります。

給与計算「オーダーメイドシステム」のご案内

弊社では、給与計算が劇的にラクになるシステムのご提案も行っております。給与計算業務の効率化をお考えの企業様は、ぜひご相談下さい。

～勤怠の独自ルールをデジタル化する『ICカードNavi』～



「今月の無料相談会」

| 開催場所 | 日時・場所 | 備考 |
|------|---|---|
| 京都 | 日時：9/12（木）13:00-17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT | ※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ) |
| 大阪 | 日時：9/13（金）13:00-15:00 場所：グランフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルームF | ※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (ナレッジサロン受付へ) |
| 東京 | 日時：9/19（木）10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京 | ※要予約になります。 事前に下記問合先までご連絡下さい。 |